

所得税の還付申告

大和税務署で受付スタート

大和税務署では、今月から給与所得者、年金受給者で、医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受ける方や、去年会社を中途退職し年末調整をしていない方などを対象に、還付申告を受け付けています。2月17日(月)からの申告期間中は大変混雑しますので、該当の方は早めに申告してください。1月～2月中に申告書を提出すると、還付金を早く受け取ることができます。

なお、税務署や各相談会場では、納税者本人が確定申告書を記入(作成)する「自書申告」

を推進しています。「確定申告書の記入は難しい」と思う方もいると思いますが、税務署や各相談会場では、書き方を分かりやすく説明した冊子「確定申告の手引き」を配布しています。この冊子には、計算コーナーが設けてあり、計算した金額が手引きの見出しと同じ色の個所(申告書第一表)に書き写せるなど、記入しやすくなっています。他にも各会場には、各種記載例、説明書などを備え付けています。これらを参考に早めに提出してください。

自分で書いて早めに提出、受け取りも

◆医療費控除

一年間の支払い総額で

本人または生計を一にする親族の療養治療や出産などに支払った1年間の医療費の総額から、保険や給付金などで補てんされた額を差引いた金額が10万円(所得金額が200万円未満の場合)

◆住宅借入金等特別控除 (住宅ローンなど)

住宅ローンなどを利用したマイホームの購入(家屋の敷地を含む)や、増改築などをした場合、一定の要件を満たせば、居住した年から10年間にわたり税額控除が受けられます。これは、銀行などの金融機関

は所得の5%)を超えたときは、その超えた額が医療費控除額となります(限度額200万円)。これを諸控除(扶養控除など)に加算して所得税額を算出し、年末調整等された所得税額との差額がある場合は還付されます。

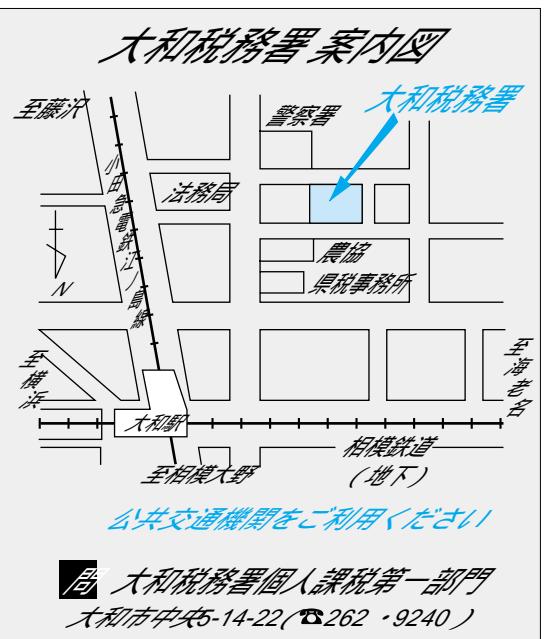
③床面積の2分の1以上が、50平方メートル以上
④控除を受ける年の所得金額が3000万円以下
⑤民間の金融機関や住宅金融公庫などの住宅ローン等を利用
⑥住宅ローン等の返済期間が10年以上で、月賦のように分割して返済。

▽受付日時 1月28日(火)
2月3日(月)午前9時～11時、午後1時～3時30分(土・日を除く)
▽会場 市役所401会議室
※会場が混雑した場合、受付終了時間を早めたり、入場を制限する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

▽持参するもの
①印鑑
②公的年金や給与の収入がある方は、それぞれの源泉徴収票
③支払った社会保険料の年間書(2カ所以上から交付を受けている場合は、すべての証明書)。
増改築等の場合は、建築確認通書の写しもしくは検査済証の受けた増改築等工事証明書
⑦申告名義人の銀行口座番号のわかるもの

(第一表・第二表)：給与所得、年金などの雑所得、配当所得、一時所得だけで予定納税額のない方

△申告書(A) (第一表・第二表)：申告書Aに該当しない方。土地建物等の譲渡などがあり、分離課税の申告をする場合は第三表を、平成14年分の所得金額が赤字の場合など、損失申告がある場合は第四表を併せて使用します。



●確定申告書の作成指導

1月28日～2月3日
市役所で開催

25年以内)に建築されたもの。
③建築後使われたことがある。
(3)増改築等
①自分が所有し、居住する家の増改築等
②増改築等後の家の床面積(登記面積)が50平方メートル以上で(1)の①・③～⑥にあてはまるもの
③(A)増築、改築、大規模の修繕または模様替えの工事(B)区分所有部分の床、階段または壁の過半について一定の修繕ま

たは模様替えの工事(C)家屋のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関または廊下の一室の床または壁の全部について行う修繕または模様替えの工事(D)地震に対する一定の安全基準に適合させるための修繕または模様替えで、一定の証明がされたもの
④増改築等の工事費用が100万円を超えるもの
⑤自己の居住用部分の工事費用の額が、増改築等の工事費用

たは模様替えの工事(C)家屋のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関または廊下の一室の床または壁の全部について行う修繕または模様替えの工事(D)地震に対する一定の安全基準に適合させるための修繕または模様替えで、一定の証明がされたもの
※入居した年とその前後2年内に譲渡課税の特例(300万円の特別控除、買替え・交換の特例など)の適用があるときは、この控除は受けられません。
※詳しくは、大和税務署へお問い合わせください。

市役所1月の人事異動

健福祉部参事兼児童福祉課長

▽教育総務部参事(学校教育担当)鴨下益美

▽企画部参事(学校教育担当)平原興郎

▽教育総務部参事兼学校教育担当(学校教育担当)閔清行

▽企画部長事務代理兼企画部参事兼企画政策課長(企画部参事兼企画政策課長)金井憲彰

▽保健福祉部参事兼児童福祉課長(保健福祉部参事)内山洋

▽人事課長(人事課長)川上和也

▽人事課長(人事課長)川